

入札説明書

管内一円都市公園維持管理業務等委託契約に係る入札公告(令和6年4月23日付け京都府京都土木事務所ホームページ掲示。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年4月23日（火）

2 契約担当者

京都府京都土木事務所長

3 業務内容等

(1) 業務の名称

管内一円都市公園維持管理業務委託（公園分）
(第1工区)

(2) 履行場所

京都市北区上賀茂中嶋河原町～上賀茂今井河原町地内

(3) 履行範囲

京都府立鴨川公園柊野地区から鴨川北山大橋上流までの両岸区域（水域を除く）。ただし、鴨川柊野堰堤から賀茂川通学橋までを除く。

(ア) 京都府立鴨川公園柊野地区を含む。

(イ) 鴨川柊野堰堤上流右岸砂防環境整備箇所を含む。

(4) 工事番号

京6都園維（公園分）第6899号の6の7

(5) 業務の概要

(ア) 散乱ゴミ等の収集及びゴミ籠内のゴミの収集

(イ) 枯れ枝、折れ枝、落ち葉の収集

(ウ) 収集ゴミの指定箇所への集積及び分別

(エ) 収集ゴミの京都市環境政策局が管理する処理場への搬出・処分

(オ) 便所掃除（3箇所）

(カ) 犬、猫等小動物の死骸の処理

(キ) 不法投棄物件（家具等大型家庭ゴミ、自転車、バイク等）の処理（特定家庭用機器再商品化法対象物件は除く）

(ク) 午前、午後1回ずつの巡回、点検及び監督者による必要に応じた報告

(ケ) 軽微な落書きの消去、不法駐輪車両の移動等、当所が指示する軽作業

(コ) 京都府立鴨川公園柊野地区駐車場門扉に係る朝（午前5時30分）の開扉及び夕（午後7時30分）の閉鎖並びに公園利用者への閉門告知（以下「柊野地区駐車場門扉開閉業務」という。）

(6) 履行期間

(ア) 清掃等の業務については、別表のとおり。

なお、作業日の現場巡回業務は、午前8時30分から午後3時30分までとする。

(イ) 柊野地区駐車場門扉開閉業務については、令和6年6月1日から令和7年3月31日までの毎日。

(7) 受託条件等

(ア) 委託作業に従事する者の延べ人数のうち、65歳以上の者を8割以上雇用すること。

(イ) 業務の実施に当たっては、利用者、作業員の安全に十分留意するとともに、効果的、効率

的な執行に努めること。

- (ウ) 河川敷、都市公園等の美觀を常に維持するよう、誠意をもって業務を遂行し、いやしくも公園等の利用者等から批判を受けることのないよう努めること。
- (エ) 業務に要する用具、消耗品等は受託者の負担とする。
- (オ) 作業従事者の報酬は、関係法令等を遵守するものであること。
- (カ) 作業日毎の作業内容が委託条件を満足していることを把握できる写真等を含む日報を月毎にまとめ、毎月 5 日(3 月は 31 日)までに提出すること。
- (キ) 委託業務の業務監督者(以下「業務監督者」という。)と常に連絡が取れるようにすること。
- (ク) 京都市環境政策局が管理する処理場へ搬出・処分できない収集ゴミについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき適切に処理すること。
- (ケ) 収集ゴミの運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に行うこと。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出するときに、府税及び消費税(地方消費税を含む。)を滞納していない者であること。
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であって、競争入札の参加資格を取り消された日から 2 年以上を経過している者であること。
- (4) 京都市内に主たる営業所(本店)を有する者であって、引き続き 2 年以上継続して、当該業務に係る営業を営んでいる者であること。
- (5) 協同組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。)以外の法人にあっては資本金 3 百万円以上を、協同組合にあっては当該協同組合の役員が 3 百万円以上の資産を、個人にあっては申請者本人の資産として 3 百万円以上の資産を保有している者であること。
- (6) 業務監督者として、入札参加申請書等の提出期間の最終日において 3 箇月以上の期間にわたって直接的な雇用関係を有している者(入札に参加を希望する者が協同組合である場合にあっては、組合又は組合員と入札参加申請書等の提出期間の最終日において 3 箇月以上の期間にわたって直接的な雇用関係を有している者)を配置できる者であること。
- (7) 京都市内において、平成 21 年度以降に国又は地方公共団体が発注した屋外のみの年間を通じた散乱ゴミ等の収集、集積、分別、搬出、処分等の業務の元請けとして履行した実績を有している者であること。
なお、この元請け実績は 1 契約において、5,000 千円以上で、屋外における作業日数が毎週(年末年始を除く。)1 日以上で、かつ、年間 76 日以上であること。
- (8) 協同組合である者が申請する場合は、その組合員が単独で参加するものではないこと。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和 6 年 4 月 23 日(火)から令和 6 年 5 月 14 日(火)まで(祝日、休日、日曜日及び土曜日を除く。)

イ 交付場所

京都府京都土木事務所 企画・総務契約課

ウ 交付方法

交付期間中の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に交付する。

※京都府京都土木事務所ホームページのメニュー（入札等について）からダウンロード可能。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和6年5月8日（水）から令和6年5月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 提出場所

京都府京都土木事務所 企画・総務契約課

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に持参により提出すること。

エ 添付資料

申請書（工区ごと）には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、複数の工区を申請しようとする者は、一つの工区は原本を、その他の工区は写しでよい。

No	提 出 書 類	部 数		備 考
		法 人	個 人	
1	登記簿謄本(法人)	1		交付を受けて3ヶ月以内のもの(コピー可)
2	身元証明書(個人)		1	本籍地の市町村長の証明
3	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)(法人)	1		直前の2営業年度分
4	所得税確定申告書(個人)		1	令和4年、令和5年分
5	府税納税証明書	1	1	交付を受けて3ヶ月以内のもの、写し可
6	消費税納税証明書(納税証明書その3)	1	1	交付を受けて3ヶ月以内のもの、写し可
7	使用印鑑届	1	1	法人にあっては代表者印
8	4(5)を証する残高証明書	1	1	複数の場合は、同一日の証明であること
9	4(7)の委託実績を証する契約書の写し	1	1	過去15年間に契約したものに限る
10	業務監督者との雇用関係を証する書類	1	1	社会保険証等、特定できない場合は複数可
11	協同組合の組合員の一覧	1		申請者が中小企業協同組合法に基づく協同組合の場合

オ 追加資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の追加の提出を求めることがある。

カ その他

申請書の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

4について参加資格があると認定された者は、管内一円都市公園維持管理業務等における一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年6月1日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者は除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を契約担当者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 資本金及び代表者の氏名

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

- ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

- ア 日時
令和6年5月27日（月）午後1時30分
- イ 場所
京都府京都土木事務所 第1会議室

(2) 入札の方法

- ア 入札書（別紙様式）は持参によるものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
 - イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならぬ。（別紙様式）
 - ウ 入札書は封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、住所（法人の場合は所在地）、工事名、工事番号及び「入札書」と明記し、封筒の開口部を封印すること。
 - エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合は、原則として入札を執行しない。
 - オ 入札回数は原則として1回とする。
 - カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
 - キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
 - ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、辞退理由を明記した入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならぬ。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は入札執行事務に關係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

ウ 入札に関し不正の利益を得るために連合その他不正行為をした者又はその疑いのある者

エ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者

オ 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者

カ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者

キ 委任状を持参しない代理人

ク 開札までに有効な内訳書を提示し、又は提出しない者

ケ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者

コ 入札通知日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされている者

(10) 入札の失格

次に該当する者のした入札は、失格とする。

事前公表した予定価格を超える価格で入札した者及び最低制限価格未満で入札した者

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) その他

入札手続き等については、入札説明書によるもの他は、「京都府工事等競争入札心得（別添）」によるものとする。

12 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額の違約金を徴収する。

京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 13 条第 5 項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も同様とする。

16 契約保証金

免除する。

17 支払条件

(1) 前金払

無

(2) 部分払

無

(3) 支払方法

6 月～7 月、8 月～9 月、10 月～12 月、1 月～3 月毎の精算払

18 その他

(1) 1 から 17 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 京都府暴力団排除条例第 13 条第 5 項の規定により「誓約書」を提出すること。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約しない。

(3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員からの請求によりこれを見示すこと。